

府中市頑張る中小事業者応援金
申請ガイド

令和3年5月

府中市経済観光部商工労働課

問合せ先・申請書送付先

府中市役所経済観光部商工労働課

住 所：〒726-8601 府中市府川町 315

電 話：0847-43-7190

1 応援金の概要

(1) 趣旨

県が昨年12月から今年2月にかけて実施した新型コロナ感染拡大防止集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した市内の中小事業者に対して、臨時的な特別給付措置として応援金を交付し、事業継続を応援します。

(2) 対象者（交付要件）

次のすべてに該当する法人または個人。ただし、交付要綱第2条第3項に規定する者は除きます。

- ① 広島県内に本店があること。
- ② 府中市内に事業所があり、営業していること。
- ③ 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であること（個人事業主を含む。中小企業者の範囲についてはQ&Aをご覧ください）。
- ④ 令和2年12月から令和3年2月までの間のいずれかの月の売上が対前年同月比で30%以上減少していること（新規創業者（令和2年2月2日以降に開業した場合）の売上比較方法はQ&Aでご確認ください。）
- ⑤ 県の新型コロナ感染拡大防止集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けていること。
- ⑥ 県が実施した「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業（R2.12～R3.2に広島市の飲食店を対象に実施）」「頑張る飲食事業者応援事業」「頑張る飲食店納入事業者応援事業」による補助金及び他市町が県の「頑張る中小事業者応援事業補助金」に基づき実施する補助金を受給していないこと。
- ⑦ 県が実施する「広島積極ガード店」または「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」に登録があること。
- ⑧ 令和元（平成31）年の売上の合計が240万円以上であること（新規創業者（平成31年1月2日以降に開業した場合）の売上の取扱いについてはQ&Aでご確認ください。）
- ⑨ 令和3年2月1日までに事業を開始していること。
- ⑩ 市税等の滞納がないこと。
- ⑪ 今後も事業を継続する意思があること。

(3) 応援金の額

1事業者あたり30万円

2 申請手続き等

(1) 申請期間

令和3年5月24日（月）から令和3年6月30日（水）まで

(2) 申請方法

- ◆ 府中市商工労働課に申請書及び添付書類を、郵送または持参（FAX、電子メール等による提出は受け付けられません）
- ◆ 申請書類の提出は、令和3年6月30日（水）必着とします。

(3) 申請に必要な書類

書類の種類	書類の例など	取得方法
① 申請書		市 HP、市役所、上下支所、商工会議所、商工会
② 事業所の所在地及び開業日（令和3年2月1日以前であること）が分かる書類	【法人】登記事項証明書の写し 【個人】確定申告書（令和2年分の「確定申告書B第一表」の控え及び青色申告決算書又は収支内訳書）の写し	
③ 【個人の場合】県内に本店（住所）を有することが確認できる書類	運転免許証又は住民票などの写し	
④ 営業実態が確認できる書類	直近の確定申告書の写し※1、営業許可証の写しなど	
⑤ 売上が分かる書類	令和2年12月から令和3年2月のいずれかの月の売上台帳及び前年同月の売上台帳の写し ※令和2年2月2日以降に開業した場合は Q&A でご確認ください。	
⑥ 令和元（平成31）年の売上の合計が分かる書類	令和元年度の確定申告書の写し 【法人】「法人税確定申告書 別表一」 【個人】「確定申告書B第一表」 ※市外でも店舗を営む場合などは店舗別の売上が分かる書類の提出が必要になる場合があります。 ※平成31年1月2日以降に開業した場合は Q&A でご確認ください。	
⑦ 市税等の滞納がないことが確認できる書類	市税完納証明書（但し、本市に納税義務がない場合は市税等納税確認同意書）	市税完納証明書：市税務課又は上下支所 市税等納税確認同意書：市 HP
⑧ 県が実施する「広島積極ガード店」又は「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」に登録があることが確認できる書類	「広島積極ガード店」「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」宣言書の写し	
⑨ 振込口座が確認できる書類	法人名義又は代表者名義の振込口座通帳の写し	表紙の次のページの写し

- ※1 設立後、決算期や申告期限を迎えていない場合は、確定申告書の代わりに「個人事業の開業・廃業等届出書（写し）」または、「法人設立設置届出書（写し）」を提出してください。
- ※2 必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- ※3 申請にかかる経費は、申請者の負担となります。

(4) 申請書類の提出先

〒726-8601 府中市府川町 315 府中市役所 商工労働課

3 応援金交付決定及び交付

(1) 応援金の交付

申請者から府中市に交付申請書等が提出されたあと、府中市は提出書類の審査を行い、応援金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に通知します。その後、応援金を指定の振込口座に入金します。

(2) その他

- ◆ 申請者の事業継続確認のため、実地検査をさせていただく場合があります。
- ◆ 申請者は、応援金に関し必要な書類等は、交付の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- ◆ この申請ガイドに記載のない事項は、府中市頑張る中小事業者等応援金交付要綱及び府中市補助金交付規則に定めるところによるものとします。
- ◆ 申請書類に記載された情報は、国、県、県内市町、警察、税務機関に提供する場合があります。
- ◆ 申請に関して、虚偽その他不正の手段により応援金を受給した場合などは、応援金を返還していただきます。

府中市頑張る中小事業者応援金

Q&A

令和3年5月6日時点

(対象者)

Q1 中小企業基本法第2条第1項で定義する中小企業者とはどのような事業者か。

A 中小企業基本法第2条第1項で定義する中小企業者は次のとおりです。なお、この応援金に関しては、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、組合、有限責任事業組合が含まれます。

業種	中小企業基本法の定義
製造業、建設業、運輸業その他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

Q 対象業種はどのような業種か。

A 対象業種は限定していません。県が昨年12月から今年2月にかけて実施した新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受け、減収した事業者で交付要件を満たす人が交付の対象になります。

Q 府中市外に住む個人事業主で、府中市内で店舗を営んでいる場合は、対象になるか。

A 広島県内に住所地があり、府中市内で店舗等を営んでいる場合は対象になります。

Q 府中市内に住む個人事業主で、市外で店舗等を営んでいる場合は、対象になるか。

A 申し訳ありませんが、対象にはなりません。

Q 府中市内に2店舗営業しているが、2回申請できるか。

A 1事業者1回までの申請となります。

(売上げ)

Q 複数の事業(店舗等)等を営んでいる場合、どのように申請したら良いですか。

A 複数の事業(店舗等)を営んでいる場合は、市内で営む事業(店舗等)のうち外出自粛の影響

を受けた事業（店舗等）の令和元年の売上（複数の事業（店舗等）が該当する場合はその売上の合計額）が市内で営むすべての事業（店舗等）の売上のうちで最も大きいこと（※1）が交付の条件となります。

（※1）

外出自粛の影響を受けた事業（店舗等）の売上（市内で営むもの）

／すべての事業（店舗等）の売上（市内で営むもの） = 50%以上あること

売上の比較及び令和元年の売上は、すべての事業（店舗等）の売上（市内で営むもの）を記載してください。

Q 複数の店舗を営む場合、府中市内の店舗の売上は前年同月比で30%以上減少しているが、市外の店舗を含む事業所全体では、前年同月比で30%に満たない場合、対象になるか。

A 府中市内の店舗の売上を比較するため、対象になります。

Q 令和元年の売上（事業収入）が240万円以上が条件となっているが、令和元年1月2日以降に店舗等を開業した場合は申請できないか。

A 開業以降、月の売上が20万円以上の月があれば申請できます。売上が20万円以上の月があることが分かる書類（売上台帳の写し等）を提出してください。

Q 令和2年12月から令和3年2月のいずれかの月で、市内の店舗等における売上が対前年同月比30%以上の減少が要件となっているが、令和2年2月に店舗を開業した場合は、どの月と比較すれば良いか。

A 令和2年2月2日以降に開業した場合は、開業日に応じ、次の表により比較してください。提出書類は、該当する月の売上台帳の写しを提出してください。

開業日	前年同月（比較月）	当年対象月（基準月）
R2.2.1 以前	前年同月	R2.12、R3.1、R3.2のうち任意の1月
R2.2.2～R2.11.1	R2.2～R2.11の間の最も売上が大きい月	
R2.11.2～R3.2.1	R2.11 又は R3.3	

（その他）

Q 廃業予定の場合、この応援金を受け取ることはできるか。

A この応援金は、事業継続が前提となっていますので、受け取ることはできません。

Q この応援金は課税の対象になるか。

A 税務上収入として扱われるため、課税対象となります。